

旭川市公用車広告掲載募集要項

広告の掲載を希望される方は、「旭川市公用車広告掲載要綱」、「旭川市公用車広告掲載基準」、及び「旭川市公用車広告掲載募集要項（本書）」を熟読，承知の上，申込みをしてください。

1 募集内容

指定車両	広告掲載場所	広告の大きさ	広告掲載料（税込）	
軽乗用車 小型乗用車 ライトバン等	1台につき 2か所 前部両側ドア	片面当たり 0.3㎡以内	1か月当たり 3,240円	1年当たり 38,880円
	バックドア等に 掲載可能	縦・横0.3m以下 空きスペース	上記に含む	

※1台（2か所分）を1枠とし，募集台数は別途一覧表のとおり。



指定車両	広告掲載場所	広告の大きさ	広告掲載料（税込）	
マイクロバス	左右側面	1か所 縦0.6m以下 横1.5m以下	1か所当たり 4,860円	1か所当たり1年 58,320円
			片面2か所 8,640円	片面2か所1年 103,680円
	後部	縦0.45m以下 横0.6m以下	1か月当たり 4,860円	1年当たり 58,320円

※募集台数は別途一覧表のとおり。



2 募集期間・台数

随時募集を行っています。

募集枠の上限に達した時点で募集を停止します。

掲載枠を超える申請が同時にあった場合、旭川市公用車広告掲載要綱第8条に基づき決定します。

3 広告掲載希望者の条件

広告を掲載することができる者は、旭川市公用車広告掲載基準の要件を満たす個人又は法人その他の団体とします。

4 掲載の申込み

広告の掲載を希望される方は、「旭川市公用車広告掲載要綱」、「旭川市公用車広告掲載基準」、及び「旭川市公用車広告掲載募集要項」を確認の上、申込みをしてください。同一の者が一度に申込みできる台数は10台とします。なお、広告掲載期間中に広告を掲載する車両が更新等により入替えになる場合があります。

(1) 提出先

旭川市 総務部管財課車両担当

所在地 旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎2階

(2) 提出方法

旭川市公用車広告掲載申込書（様式第1号）及び会社案内のパンフレット、広告原稿（データ及びそのプリントアウト）、誓約書を上記の提出先に持参又は郵送のいずれかの方法により提出してください。

提出した書類に変更が生じた場合は、速やかに必要な書類を提出してください。

5 広告掲載の決定

広告の掲載の可否については審査の上決定し、旭川市公用車広告掲載決定通知書（様式第3号）により通知します。

広告を掲載する車両は市が指定する車両の中から、先着順に市と広告主が協議のうえ決定します。なお、掲載を決定した車両が入替えになった場合は、入れ替えた公用車に広告掲載を継続し、その旨を広告主に報告します。

6 広告掲載決定後における広告主の手続

広告主は、市の定める期日までに市が発行する納付通知に基づき、広告掲載料を納付してください。

7 広告の審査の結果

(1) 結果の通知

上記広告掲載に係る審査の結果を広告主へ通知します。

(2) 内容の補正

前項の審査の結果、広告の内容が掲載基準等を満たしていないとき、その他広告の内容が不適当なときは、市は広告主に対し、広告の内容の補正を指示します。

(3) 広告原稿の再提出

前項の指示があったときは、広告主は広告の内容を補正し、市が指定する期日までに補正後の広告原稿を提出し、旭川市の審査を受けてください。

8 掲載方法

広告物の掲載は、マジックシースルーフィルム等の貼る剥がす自在の特殊フィルムの貼付によるものとし、車体塗装は行わないでください。なお、広告の中に「広告」の表示を入れてください。サイズは縦5cm×横20cm以上とします。ただし、軽自動車等のバックドア等はサイズを協議します。

9 広告の作成等

(1) 広告の作成は広告主の責任において作成し、その費用は全て広告主の負担となります。

また、広告物の掲載及び撤去についても広告主の負担と責任において行ってください。

(2) 広告主は広告の掲載及び撤去を行うときは、車両の運行業務に支障が生じないよう日程等を市と協議してください。また施工の際は市の指示に従ってください。

(3) 広告物の掲載又は撤去により車体表面、塗装、構造等を毀損又は破損した場合は広告主が経費を負担して現状回復してください。

(4) 天災・暴動その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載中に市の責任において広告が毀損又は破損したときは、市が費用を負担して修復します。ただし、別表1のバックドア等の広告は除きます。

10 掲載期間

(1) 広告掲載の期間は1か月単位とし、当該年度の末日までとします。ただし、5年を限度として継続できます。再掲載継続を希望するときは掲載期間満了日の2か月前までに旭川市公用車広告掲載継続申込書（様式第5号）を提出してください。なお、1か月とは各月の1日から末日までをいいます。

(2) 広告掲載期間の開始日及び終了日は協議の上、決定します。旭川市公用車広告掲載申込書（様式第1号）には広告物の作成期間や広告掲載の申請から承認までの期間を踏まえて掲載希望期間を設定してください。

11 その他の留意事項

(1) 個人情報の保護

本業務の履行に当たっては、旭川市個人情報保護条例を遵守し、管理運営上知り得た個人情報を適切に保護しなければなりません。

(2) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合、その応募は無効とします。

(3) その他

市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合があります。

1 2 旭川市屋外広告物条例施行規則別表第1（第5条，第11条関係）

車体利用広告物

1 左側部及び右側部を利用するものは、各2個以内とし、それぞれ縦0.6メートル以内及び横1.5メートル以内のものであること。

2 後部を利用するものは、縦0.45メートル以内及び横0.6メートル以内のもの並びに縦0.2メートル以内及び横1.2メートル以内のもの各1個以内であること。

側面2か所以内，後部1か所以内

問合せ先 旭川市役所 総務部管財課車両担当
〒070-8525 旭川市7条通10丁目
電話 0166-25-5425（直通）